

一般財団法人 長崎県住宅・建築総合センター
 確認検査業務手数料規程

(建築物に関する確認手数料)

第1条 建築物に関する確認手数料の額は、申込み1件につき、次の表とする。(円)

床面積の合計	手数料	設計住宅性能評価を併せて行う場合の手数料
① 30平方メートル以内のもの	15,000	7,000
② 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	23,000	13,000
③ 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	31,000	20,000
④ 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	39,000	25,000

(建築物に関する計画変更確認手数料)

第2条 建築物に関する計画変更確認手数料の額は、申込み1件につき、対象建築物の当該計画変更に係る部分の床面積に二分の一を乗じて得た面積(床面積が増加する部分にあっては、当該増加する部分の面積)の合計を第1条に掲げる床面積とみなして、前条表のその床面積の区分に対応するものとする。

なお、計画変更に係る部分の床面積(増加する部分を除く)の算定については、平成11年4月28日住指発202号通達「建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行について」別紙「計画変更床面積算定準則」による。

(工作物等に関する確認手数料)

第3条 工作物に関する確認手数料の額は、申込み1件につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める。

- (1) 工作物を築造する場合(次号に掲げる場合を除く。) 16,000円
- (2) 確認を受けた工作物の計画を変更して築造する場合 10,000円
- (3) 昇降機その他の建築設備を建築物に設ける場合 16,000円
- (4) 確認を受けた建築設備の計画を変更して建築物に設ける場合 9,000円

(建築物に関する中間・完了検査手数料)

第4条 建築物に関する中間・完了検査手数料の額は申込み1件につき、次の表とする。

中間検査手数料 (円)

床面積の合計	手数料	中間検査適用工法等
① 30平方メートル以内のもの	18,000	長崎市内の木造住宅軸組工法は中間検査が適用される。ただし、住宅瑕疵担保保険または建設住宅性能評価を受ける住宅を除く。
② 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	21,000	
③ 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	28,000	
④ 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	34,000	

完了検査手数料

(円)

床面積の合計	手 数 料	建設住宅性能評価検査を併せて行う場合の手数料
① 30平方メートル以内のもの	18,000	14,000
② 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	21,000	17,000
③ 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	28,000	22,000
④ 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	34,000	28,000

※大村市の場合は上記手数料の額に申込み1件につき、2,000円を加算する。

(工作物等に関する完了検査手数料)

第5条 工作物に関する完了検査手数料の額は、申込み1件につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める。

- (1) 工作物の完了検査の場合、申込み1件につき 18,000円
 (2) 建築設備の完了検査の場合、申込み1件につき 24,000円

(手数料の納入方法)

第6条 確認または完了検査の申請を行う建築主・設置者又は築造主は、第1条から第4条までに定める手数料を、一般財団法人長崎県住宅・建築総合センター確認検査業務約款第4条に定める納入期日までに、一般財団法人長崎県住宅・建築総合センターへ直接又は次の指定銀行への口座振り込みにより納入するものとする。

- (1) 指定銀行及び支店名
 十八親和銀行県庁中央支店
 (2) 口座番号
 普通預金 0654973
 (3) 口座名
 一般財団法人 長崎県住宅・建築総合センター
 理事長 宮原 和明

2 前項の振り込みにかかる手数料は、建築主の負担とする。

附 則

(施行期日) この規程は、平成13年 7月 1日から施行する。

附 則

(施行期日) この規程は、平成20年 6月 2日から施行する。

附 則

(施行期日) この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

(施行期日) この規程は、平成21年11月11日から施行する。

附 則

(施行期日) この規程は、一般財団法人に移行登記をした日(平成25年4月1日)から施行する。

附 則

(施行期日) この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。

附 則

(施行期日) この規程は、令和 3年 6月 1日から施行する。

附 則

(施行期日) この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。

附 則

(施行期日) この規程は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。